

会 議 録

会 議 の 名 称	白岡市情報公開・個人情報保護審議会
開 催 日	令和５年３月２３日(木)
開 催 時 間	午前１０時００分から午前１０時４５分まで
開 催 場 所	特別大会議室
会長の氏名	内田 政喜
出席者（出席 委員）の氏 名・出席者数	中井 康広 小野寺 晴美 栗原 富智枝 内田 政喜 中村 輝久 廣瀬 秀男 6 人
欠席者（欠席 委員）の氏 名・欠席者数	齋藤 俊明 1 人
説明員の職・ 氏名	総務課 島村 哲也
事務局職員の 職・氏名	課長 長倉 健太郎 主幹 島村 哲也 主事 高澤 光
その他 会議出席者 の職・氏名	
会 議 次 第	別添のとおり

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 事 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事 務 局	次第に沿って会議の進行をなす。
会 長	あいさつをなす。
事 務 局	出席委員数は６名であり会議の成立要件である過半数に達しているため、開会を宣する。
議 長	会長が議長となり、以下、議事を進行する。 次第３の(1)の「白岡市個人情報保護法施行条例施行規則（案）」についての説明を求める。
説 明 員	白岡市個人情報保護法施行条例施行規則（案）について、説明をなす。
議 長	事務局からの説明について、各委員に質疑の有無を問う。
議 長	質疑がないことを確認し、「白岡市個人情報保護法施行条例施行規則（案）」について各委員に承認を求め、承認を得る。
議 長	次に次第３の(2)の「白岡市の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する方針（案）」について」の説明を求める。
説 明 員	白岡市の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する方針（案）について、説明をなす。
A 委 員	第９条第２項の規定は、「アクセスをしてはならない」と規定しているのみでは不足、アクセスできないような制度にすべきではないのか。
事 務 局	実務上、個々の制度の運用に当たって必要な職員以外の職員は、そもそもアクセス権限を付与されていないため、アクセスできないようになっている。
A 委 員	職員へのＩＤ及びパスワードの付与等の具体的な手続について規定すべきではないのか。
B 委 員	規定内容を具体的にどのように変更すべきという想定はあるのか。
A 委 員	規定内容よりも実際の運用について、アクセス権限に関してその詳細な部分を明らかにしておくべきだ。
事 務 局	第９条第２項は、訓示的な規定であることを御理解いただきたい。
C 委 員	個人情報を取り扱う上で、第１３条に規定する誤送付の対策として「複数の職員による確認やチェックリストの活用」が挙げられて

	いるが、どのような場合にそうした対策を実施するのか。
事務局	具体的にどのような場合に実施するかの基準は存在しないが、件数が多い場合等のミスが発生しやすい場合等においては、実施している。
事務局	個人情報の秘匿性に応じて、秘匿性が高い情報を取り扱う場合には、そうした対策を実施することを想定している。
B 委員	規定内容をどのように変更すべきとの想定はあるのか。あくまで諮問内容は、規定内容をどうするのかというところにあるのであるから、規定内容自体が間違っていないのであれば、問題ないのではないか。
A 委員	規定内容は、問題ないと判断しているが、アクセス権限の取扱いについて、具体的にどのような対策が取られているのか報告してもらいたい。
事務局	詳細を確認し、報告する。
議長	ほかに質疑がないことを確認し、「白岡市個人情報保護法施行条例施行規則（案）について」各委員に承認を求め、承認を得る。
議長	議長の任を解き、進行を事務局に戻す。
事務局	会議の閉会を宣する。
議事の顛末・概要を記載し、その相違なきを証するため、ここに署名する。 令和 年 月 日	